

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第33号

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(大和州市税条例施行規則の一部改正)

第1条 大和州市税条例施行規則(昭和41年大和市規則第39号)の一部を次のように改正する。

第18条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条中「の種別割(以下「種別割」という。)」を削り、「種別割の」を「軽自動車税の」に改める。

別表第2第81号中「軽自動車税(種別割)納税通知書」を「軽自動車税納税通知書」に改め、同表第89号中「身体障害者等に対する軽自動車税(種別割)減免申請書」を「身体障害者等に対する軽自動車税減免申請書」に改め、同表第90号中「身体障害者等に対する軽自動車税(種別割)減免申請書(継続者用)」を「身体障害者等に対する軽自動車税減免申請書(継続者用)」に改める。

(アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例施行規則)

第2条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例施行規則(平成11年大和市規則第27号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例施行規則

第1条中「アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例」を「アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例」に改める。

第1号様式中「軽自動車税(種別割)証紙」を「軽自動車税証紙」に、「Light-Automobile Tax (Category Base) Stamp」を「Light-Automobile Tax Stamp」に改める。

(大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則)

第3条 大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則

(平成27年大和市規則第58号)の一部を次のように改正する。

第15条第7号中「第463条の23の種別割」を「第456条の軽自動車税」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の大和州市税条例施行規則第18条及び別表第2の規定並びに第2条の規定による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例施行規則の規定は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和7年度までの軽自動車税(種別割)については、なお従前の例による。